

(別記様式第1号)

(様式3)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	鹿児島県西之表市

西之表市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鹿児島県西之表市役所農林水産課
所在地 鹿児島県西之表市西之表7612番地
電話番号 0997-22-1111 (内線244)
FAX番号 0997-24-3115
メールアドレス rinmu@city.nishinomote.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、カラス、カモ、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県西之表市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
シカ	水稻	454 千円	0.44 ha
	豆類（落花生）	138 千円	0.06 ha
	飼料作物（牧草等）	2,520 千円	3.13 ha
	野菜（スナップエンドウ等）	67 千円	0.02 ha
	イモ類（バレイショ等）	365 千円	0.41 ha
	工芸作物（さとうきび等）	611 千円	0.38 ha
	小計	4,154 千円	4.44 ha
カラス	豆類（落花生等）	87 千円	0.04 ha
	飼料作物（トウモロコシ）	5 千円	0.02 ha
	野菜（スナップエンドウ等）	765 千円	0.08 ha
	小計	857 千円	0.14 ha
カモ	水稻	57 千円	0.06 ha
ヒヨドリ	果樹（びわ）	46 千円	0.02 ha
	野菜（スナップエンドウ等）	843 千円	0.10 ha
	イモ類（バレイショ等）	32 千円	0.01 ha
	小計	920 千円	0.13 ha
合計		5,989 千円	4.77 ha

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 被害の傾向

①シカ

- 被害の規模において、被害総面積 4.77ha の約 90%に当たる 4.44ha、また被害総額 5,989 千円の約 70%に当たる 4,154 千円をシカによる被害が占める状況となっている。シカによる被害額の 60%に当たる 2,520 千円が飼料作物であり、そのほとんどが牧草である。令和元年度と比較すると、総被害額は 85%減少している。
- 被害の発生時期は作物によって異なるが、主に生育期、収穫期に多く発生しており、工芸作物はそれに加え、植付期にも被害が発生している。
- 被害区域は市内全域であり、近年では市街地近くのほ場にも被害が及んでいる。

②カラス

- カラスによる被害面積は 0.14ha、被害額は 857 千円である。
- 全体的に被害は減少傾向にあるが野菜類の食害の割合は高い数値のままである。その他には、畜産飼料の食害や子牛への攻撃等、畜産関連の被害情報もある。
- 被害の発生時期は主に収穫期であるが植付期には苗の引き抜きなどの被害もある。
- 被害は市内全域の民家や畜舎周辺で多く見られ、銃器による捕獲の制限があるため、捕獲器による対策を行っているが、範囲が限られることから広域での対策に苦慮している。

③カモ

- 被害報告は水稻のみで、被害面積は 0.06ha、被害額は 57 千円である。令和元年度と比較すると被害は 95%減少している。
- 被害の発生時期は毎年、植付期、生育期に一定の被害が報告されている。植付期の被害については、生産者が補植を行うため、被害報告が無い年もある。
- 被害区域は市内全域の水田地域に集中している。

④ヒヨドリ

- ヒヨドリによる被害面積は 0.13ha、被害額は 920 千円である。
- 令和元年度と比較すると、被害額は約 84% 減少している。野菜の被害の内訳としては、スナップエンドウが 48%、ソラマメが 37% を占めている。
- 被害の発生時期は秋から春の収穫期に集中しているが、被害面積・額は飛来数や気候の影響により、年によって大きく変動するため、被害の予測が困難である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
(被害金額)		
シカ	4,154 千円	3,946 千円
カラス	857 千円	814 千円
カモ	57 千円	54 千円
ヒヨドリ	920 千円	874 千円
合計	5,989 千円	5,689 千円
(被害面積)		
シカ	4.44 ha	4.21 ha
カラス	0.14 ha	0.13 ha
カモ	0.06 ha	0.05 ha
ヒヨドリ	0.13 ha	0.12 ha
合計	4.77 ha	4.53 ha

※四捨五入の関係で計と内訳の計が一致しない場合があります。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に 関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・シカについては、年間を通して農作物等への被害が多く、捕獲の強化を図るため、わな免許取得者（令和3年度4人、令和4年度5人、令和5年度3人）を増加させる取組みと捕獲機材（箱わな・くくりわな）の導入・修繕を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度 くくりわな 85基 ○令和3年度 くくりわな 50基 ○令和4年度 くくりわな 35基 また、被害を未然に防止・軽減するため、予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。 なお、狩猟免許取得者事前講習会受講料の助成を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度 5人 ○令和3年度 3人 ○令和4年度 4人 ・カラスについては、広範囲にわたり、農作物・畜産への被害が多く、予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の減少と高齢化が進行してきているため、捕獲従事者の確保が課題である。

	<p>また、箱わなを目撃情報が多い場所への移設や防鳥機器を購入するなど、より効率的な捕獲、追い払いを実施した。</p> <p>○令和3年度 電子防鳥機 2機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カモについては、被害が水稻に集中しており、4・5月を中心に予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。 ・ヒヨドリについては、被害の年変動が非常に大きく、被害発生の情報収集と予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。 ・捕獲等に関する取組については、市猟友会員を捕獲従事者として有害鳥獣捕獲を指示した。 ・捕獲に対して、有害鳥獣対策支援事業により、捕獲実績に応じて報奨金を支給した。 <p>○令和2年度有害鳥獣対策支援事業</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th colspan="3">市捕獲報奨費・捕獲実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカ</td> <td>6,000円/頭・</td> <td>2,964頭</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>1,000円/羽・</td> <td>960羽</td> </tr> <tr> <td>カモ</td> <td>1,000円/羽・</td> <td>0羽</td> </tr> <tr> <td>ヒヨドリ</td> <td>1,000円/羽・</td> <td>1羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和3年度有害鳥獣対策支援事業</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th colspan="3">市捕獲報奨費・捕獲実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカ</td> <td>6,000円/頭・</td> <td>3,000頭</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>1,000円/羽・</td> <td>730羽</td> </tr> <tr> <td>カモ</td> <td>1,000円/羽・</td> <td>1羽</td> </tr> <tr> <td>ヒヨドリ</td> <td>1,000円/羽・</td> <td>1羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>○令和4年度有害鳥獣対策支援事業</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th colspan="3">市捕獲報奨費・捕獲実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカ</td> <td>6,000円/頭・</td> <td>2,043頭</td> </tr> </tbody> </table>	市捕獲報奨費・捕獲実績			シカ	6,000円/頭・	2,964頭	カラス	1,000円/羽・	960羽	カモ	1,000円/羽・	0羽	ヒヨドリ	1,000円/羽・	1羽	市捕獲報奨費・捕獲実績			シカ	6,000円/頭・	3,000頭	カラス	1,000円/羽・	730羽	カモ	1,000円/羽・	1羽	ヒヨドリ	1,000円/羽・	1羽	市捕獲報奨費・捕獲実績			シカ	6,000円/頭・	2,043頭	<p>獲は制限がある。また、生息数も増加傾向にあり、対策に苦慮している。銃器による捕獲や防除を実施する必要がある。また、生息地が時期によって移動するため、捕獲器による効果的な捕獲を行う設置場所選定も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的に農作物被害の軽減を図るため、有害鳥獣対策支援事業（報奨金）を継続する必要がある。 ・有害鳥獣の生息実態・個体数調査の結果をもとに、農作物被害防止に効果的な捕獲を行い、適正な個体の管理を行う必要がある。 ・全地域において、猟友会と連携し、地域ぐるみで箱わな等の設置場所の見回り・点検など、捕獲作業に協力して取組み、捕獲体制を強化することが急務である。
市捕獲報奨費・捕獲実績																																						
シカ	6,000円/頭・	2,964頭																																				
カラス	1,000円/羽・	960羽																																				
カモ	1,000円/羽・	0羽																																				
ヒヨドリ	1,000円/羽・	1羽																																				
市捕獲報奨費・捕獲実績																																						
シカ	6,000円/頭・	3,000頭																																				
カラス	1,000円/羽・	730羽																																				
カモ	1,000円/羽・	1羽																																				
ヒヨドリ	1,000円/羽・	1羽																																				
市捕獲報奨費・捕獲実績																																						
シカ	6,000円/頭・	2,043頭																																				

	<p>カラス 1,000 円/羽・ 918 羽 カモ 1,000 円/羽・ 2 羽 ヒヨドリ 1,000 円/羽・ 3 羽</p> <p>・捕獲したシカ、カモ、ヒヨドリについては、一部自家消費を含むが、捕獲数の増加や従事者の高齢化により個体の引き出しや現場での埋設に多大な労力が必要であることから、埋設場を整備して、規定に基づき適正に処理している。</p>	
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>・国・県の鳥獣被害対策実践事業を活用し侵入防止柵を設置した。早期の未然防止対策として、市単独事業で鳥獣被害防止ネットの購入助成を継続して実施した。また、令和4年度から支柱の補助も開始した。</p> <p>・シカ侵入防止柵（県補助事業【国庫事業】） ○令和2年度 金網柵 L= 5,700m ○令和3年度 金網柵 L= 11,233m ○令和4年度 金網柵 L= 3,699m</p> <p>・鳥獣被害防止ネット助成事業（市単独事業） ○令和2年度 シカ侵入防止 252枚×100m 防鳥 170枚 ○令和3年度 シカ侵入防止 201枚×100m 防鳥 125枚 ○令和4年度 シカ侵入防止 178枚×100m 防鳥 146枚 支柱 12,537本</p> <p>・鳥獣被害防止活動お助け隊による、被害調査や管理状況等の巡回により、効果的な捕獲や設置後の適正管理を行うことができた。また、野生鳥獣を寄せ付けない環境整備を行うため、あらゆる機会を通して農作物残さの適正処理の指導を徹底した。</p>	<p>・野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりのため、市鳥獣被害対策実施隊が中心となって、設置後の金網柵の管理について適切な指導を行う必要がある。</p> <p>・早期の未然防止対策として、市単独事業で鳥獣被害防止（シカ侵入防止・防鳥）ネット及び支柱の購入助成を継続する必要がある。</p> <p>・獵友会や西之表市鳥獣被害対策実施隊が中心となって、農作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置指導を地域ぐるみで行い、鳥獣を寄せつけないための取組を継続して実施する必要がある。</p> <p>・野生鳥獣を寄せ付けないため、農作物残さの適正処理及び荒廃農地の解消等について、適切な指導を行う必要がある。</p>

生息環境管理その他の取組	<p>・年度ごとに農林水産業経営支援策活用ガイドを作成し被害状況や鳥獣被害対策について、回覧板及び農家への個別配布による知識の周知・普及を実施した。また、新規就農者への認知の為に窓口に架設している。</p>	<p>複数の方法で鳥獣被害対策に関する知識の普及を実施しており、個人単位では対策を行う方がでているが、集落単位ではなかなかできていないのが現状である。今後、集落単位の普及活動を強化することが必要である。</p>
--------------	---	---

(5) 今後の取組方針

<p>西之表市では、被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和6年度より現状値（5,989千円、4.77ha）の5%減（5,689千円、4.53ha）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①これまでの総合的な取組（①寄せ付けない、②侵入を防止する、③個体数を減らす）を継続し、農作物の被害の防止、軽減に努める。 ②自治会や集落が主体となった取組について普及を図る。 ③猟友会と自治会が一体となって捕獲活動に取り組むことで、捕獲体制の強化を図る。 ④捕獲活動に従事する猟友会員の維持・増加に向けた取組（猟友会への新たな支援策等）を検討・推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

4月1日から翌年3月31日までの期間において、被害発生予察に基づき、猟友会員（令和5年度は8班編成の54人の猟友会員）である捕獲従事者に対し、計画的に有害鳥獣の捕獲を指示する。指示後、地域毎に編成された捕獲班が有害鳥獣捕獲を実施する。

また、農林業者等からの被害報告に基づき、農林水産課職員や「鳥獣被害防止活動お助け隊」が被害状況を調査後、捕獲が必要な場合、猟友会会員や狩猟免許を取得している西之表市鳥獣被害対策実施隊の民間隊員11人に捕獲の指示を行う。

各地域での捕獲体制の充実を図るため、ほ場関係者を中心にわな免許取得の推進を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	シカ	
令和 7 年度	カラス	獵友会と連携して、ほ場関係者のわな免許取得を推進するなど、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に取り組む。
令和 8 年度	カモ ヒヨドリ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① シカ	予察に基づく計画的な捕獲対策を行い、捕獲実績は令和 2 年度 3,092 頭、令和 3 年度 2,831 頭、令和 4 年度 2,189 頭となっている。依然として、農作物への被害報告や目撃情報、捕獲依頼があるので、今期計画も年間捕獲計画数を 3,000 頭に設定する。
② カラス	捕獲実績は、令和 2 年度 1,038 羽、令和 3 年度 652 羽、令和 4 年度 634 羽となっており、農作物への被害は減少しているが、被害報告数や捕獲依頼は依然としてあるので、今期計画の年間捕獲計画数を 1,000 羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。
③ カモ	カモによる被害は水稻に集中している。捕獲実績は、令和 2 年度 0 羽、令和 3 年度 1 羽、令和 4 年度 3 羽となっている。水稻への被害は減少せず、捕獲依頼もあることから、捕獲体制の強化に努め、今期計画の年間捕獲計画数を 60 羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。
④ ヒヨドリ	捕獲実績は、令和 2 年度 1 羽、令和 3 年度 1 羽、令和 4 年度 1 羽となっている。農作物被害は減少せず、捕獲依頼もあることから、捕獲体制の強化に努め、今期計画の年間捕獲計画数を 100 羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
シカ	3,000 頭	3,000 頭	3,000 頭
カラス	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
カモ	60 羽	60 羽	60 羽
ヒヨドリ	100 羽	100 羽	100 羽

捕獲等の取組内容

4月1日から翌年3月31までの期間において、被害発生予察に基づき、獵友会員（令和5年度は8班編成54人の獵友会員）である捕獲従事者に対し、計画的に有害鳥獣の捕獲を指示する。指示後、地域毎に編成された捕獲班が有害鳥獣捕獲を実施する。

農作物へ直接被害を及ぼす個体を効率的に捕獲するために、農家と獵友会の連携が図れるように連絡体制を構築する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

【県補助事業（国庫事業）】

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ	受益面積・20.00 ha 事業量・10,000m 金網柵・10,000m	受益面積・20.00 ha 事業量・10,000m 金網柵・10,000m	受益面積・20.00 ha 事業量・10,000m 金網柵・10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ	設置した侵入防止柵については、鳥獣被害防止活動お助け隊による被害調査や管理状況等の巡回を実施し、適正な管理を行うよう指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

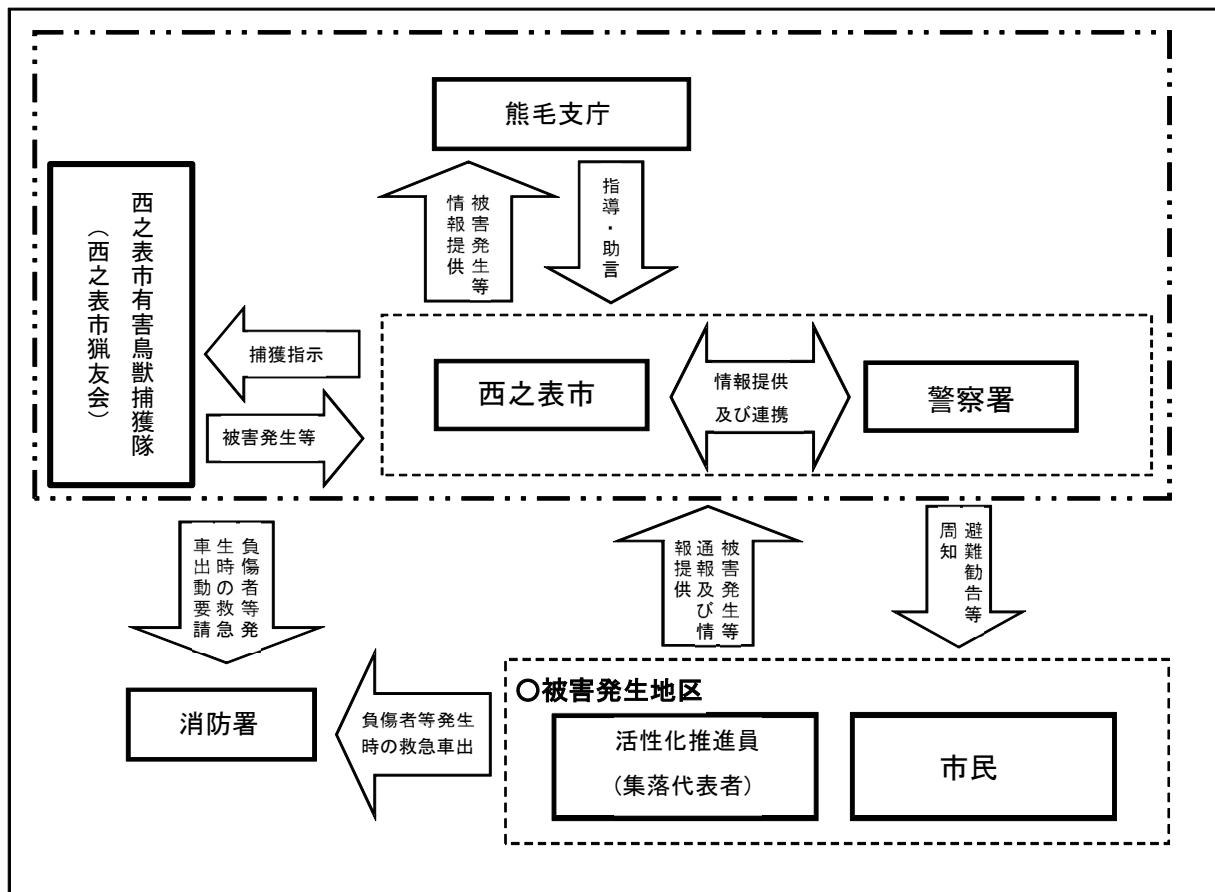
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	シカ	・市民の「捕獲」に頼る意識を、「寄せ付けない」「侵入を防ぐ」など集落、個人単位でできる取組に意識が向くような啓発活動を広報誌や現地確認、事業説明会等において実施する。
令和7年度	カラス カモ	・市内全域に被害が発生していることから、広報誌等による市民に対する普及・啓発も行う。
令和8年度	ヒヨドリ	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西之表市	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害等の情報収集 ・市民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関の連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
熊毛支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
種子島警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用の捕獲時の指導及び助言 ・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供
熊毛地区消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等発生時の緊急出動、救助、搬送
西之表市有害鳥獣捕獲隊 (西之表市猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供
活性化推進員 (集落代表者)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処分、食用利用、適切な処理施設での焼却処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	シカ等の食肉利用については、許可のないものは販売できないことから、従来通り自家消費のみ。処理加工施設の整備と併せて有効な利活用を検討していく。
ペットフード	現状、ペットフードとしての利用はない。処理加工施設整備と併せて有効な利活用を検討していく。
皮革	現状、皮革としての利用はない。処理加工施設整備と併せて有効な利活用を検討していく。

その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等での と体給餌、学術研究 等)	処理加工施設整備と併せて有効な利活用を検討し ていく。
--	--------------------------------

(2) 処理加工施設の取組

鳥獣の処理加工施設の整備・運営等については、加工食肉の安定的な販路先の確保や、一定量の食肉を持続的に供給できる捕獲体制の構築など、多くの課題がある。

これらの課題に対する対応等を含め、猟友会などの関係者の意見を伺いながら慎重に検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設整備と併せて有効な利活用を検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西之表市鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西之表市役所農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行 う。有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導を行 う。
西之表市農業委員会	有害鳥獣関連被害等の情報提供を行う。
西之表市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施と情報提供を行う。
西之表市区長会	各地区における被害状況の取りまとめと事務局への連絡を行う。
種子屋久農業協同組合	農業者に対し、被害防止対策の指導・情報提供を行う。
種子島警察署	従事者への銃器等使用の安全管理の指導を行う。
屋久島森林管理署西之表森林事務所	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報交換等を行う。
熊毛支庁農林水産部	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導を行う。

種子島森林組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
西之表市鳥獣保護管理員	有害鳥獣の生息等の情報の提供行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農村振興課	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導を行う。
鹿児島県自然保護課	生息調査・生態調査等に関する情報提供を行う。
西之表保健所	食肉加工施設等の整備に関する指導・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成 24 年 9 月 1 日（民間隊員設置：平成 25 年 4 月 1 日）
構成：市職員 6 名（うち狩猟免許保持者 0 人）、民間隊員 11 名（うち猟友会員 11 名）
活動内容：捕獲活動、追い払い、柵や罠の設置、被害調査

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成26年度から西之表市鳥獣対策協議会が独自に配置した「鳥獣被害防止活動お助け隊」を活用して、ほ場の巡回による鳥獣被害状況の確認及び捕獲従事者への情報提供や、防止柵の効果的な設置方法や管理方法の指導を行い、被害防止施策を積極的に推進する。

鳥獣被害の軽減につながる有害鳥獣捕獲を行うため、農家からの被害情報を猟友会と共有し、迅速で効果的な捕獲活動を行う。

西之表市鳥獣被害対策協議会と連携し、鳥獣を寄せ付けない取組の普及・啓発及び防除作業を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

西之表市鳥獣対策協議会を中心に、関係機関（国・県）と連携し、被害防止施策に関する情報を共有することで、効率的且つ効果的な被害防止施策を実施する。

また、共同での講演会・情報交換会・現地研修会等を積極的に開催する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成20年度（1期）	平成20年10月17日
平成24年度（2期）	平成24年 6月21日
平成24年度（2期変更）	平成26年 8月29日
平成26年度（3期）	平成27年 3月27日
平成29年度（4期）	平成30年 3月29日
平成29年度（4期変更）	令和 2年 3月31日
令和 2年度（5期）	令和 3年 3月31日
令和 5年度（6期）	令和 6年 3月29日